

請負工事等契約および変更内容

課 名 観光振興課
 担当業務 観光施設係

契約名	安来節演芸館空調設備改修工事設計業務(その2)		
施行場所	安来市古川町地内	概要 ・安来節演芸館全館における 空調設備改修工事にかかる実施設計業務	
種別及び概要	種別 建築設計業務		
随意契約の理由	<p>安来節演芸館空調設備改修工事に伴う設計業務の執行については、今年度において当該業者が安来節演芸館空調設備改修工事設計業務を行っており、業務が完了しております。安来節演芸館空調設備改修工事設計業務(その2)については、当該業者が行うことにより下記の点で有利となり、業者選定についてその性質又は目的が競争入札に適さないものと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用するものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.建築物に対して設計の意図を工事へ正確に反映させることができる。 2.改修工事設計業務及び改修工事設計業務(その2)を同一者と契約するため、責任の所在が明確になる。 3.設計者との協議を省くことができる。</p>		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市荒島町3506 株式会社ティビィエム環境設備設計事務所 代表取締役 赤井 優	
契約金額	3,553,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和6年3月15日

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後